

規制シート(様式)

160194800480001

平成29年11月22日

| 規制の名称 | 墓地、埋葬等に関する規制 | 所管府省 | 厚生労働省 |
|--------------------|--|--------------------|--|
| 根拠法令等 | 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)及び同法に基づく条例 | 担当局課等及び作成責任者の役職・氏名 | 医薬・生活衛生局生活衛生課長 竹林 経治 |
| 規制目的 | 墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること。 | | |
| 規制内容の概要 | 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、墓地、埋葬等に関する法律第5条の規定に基づき、市町村長の許可を受けなければならない。 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、墓地、埋葬等に関する法律第10条の規定に基づき、都道府県知事の許可を受けなければならない。 等 | 関連する予算 | — |
| 規制の最近の改廃経緯 | — | 関連する政策評価結果 | — |
| 規制を維持、改革又は新設する理由 | 墓地、埋葬等に関する法律の規定に基づき、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われる必要があることから、引き続き、市町村長による埋葬、火葬又は改葬の許可等を行う必要がある。 | 規制の維持、改革又は新設の別 | 墓地、埋葬等に関する法律の規定については維持。各都道府県等が定める条例については各都道府県等の判断。 |
| (規制を改革する場合の改革の方向性) | — | | |
| 見直し条項 | — | | |
| 次の見直し時期 | 平成34年度 | | |